

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条9項において準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮詢があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、○○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和5年12月12日付けで行った、法24条9項の準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法・不当を主張している。

現在、生活保護を受給しているが、現住居は自動車の騒音が四六時中うるさく、まともに眠れない。排気ガスで気管支が悪くなっていたので病院に行った。壁がかなり薄く両隣の足音が響いて夜寝ている時に頻繁に起きたりする。水道の流水の音、喋り声、テレビ音、咳払いも直接聞こえてくるレベルである。

現在、精神科に通院しており、○○、○○もあり、騒音トラブルで病状が悪化し、薬も多くなっている。

住環境が病状に対して著しい悪影響を与えていることから、住居をえることで病状が改善する場合であり、かつ最低限度の生活の保障という法の目的からすれば、病状を改善する手段として転居以外に方法がない場合に該当する。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項に

より、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 2月14日	諮問
令和7年 5月22日	審議（第100回第3部会）
令和7年 6月25日	審議（第101回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法11条1項は、保護の種類として、1号で「生活扶助」、3号で「住宅扶助」を挙げている。
- (2) 法12条は、生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して行われるとし、その範囲の事項を「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」及び「移送」と定める。
- (3) 法14条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して行われるとし、その範囲の事項を「住居」及び「補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定める。そして、法33条1項は、住宅扶助は金銭給付によって行うことを原則とし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によって行うことができるとしている。
- (4) 法24条1項は、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書を作成することができない特別の事情があるときを除き、要保護者の氏名及び住所又は居所、保護を受けようとする理由、要保護者の保護の要否、種類、程

度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、さらに、同条3項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないものとし、同条4項は、3項の書面には決定の理由を付さなければならぬものとしている。

また、同条9項は、同条1項から7項までの規定を7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用するものとしている。

(5) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・4・(1)・カによれば、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、才に定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、才に定める特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。」とされている。

そして、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7・問30・答は、局長通知第7・4・(1)・カにいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」について、「次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。」とし、「12 病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であつて設備構造が居住に適さないと認められる場合」等18項目を挙げている。

(6) なお、局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

請求人が処分庁に提出した令和4年6月3日付けの診断書によれば、請求人は〇〇を患い、「悪化の原因は隣室の騒音が考えられ、転居により症状の改善が予想される。」と診断されているところ、請求人は、隣人の転居により隣室の騒音が解消された後

も他の騒音被害を訴え、家主側からの退去通告により転居している。そして、本件転居後、間もなく、請求人は現住居でも騒音被害を訴え、再び転居の申請をしている。

請求人の前住居の居住状況は、症状悪化の一因と考えられていたことは認められるものの、転居後も症状の改善が見られないこと、また、本件申請に当たり、現住居の居住状況が病気療養上著しく環境条件が悪いと認めるに足る診断書等の挙証資料が提出されていないことも併せて考慮すれば、転居後の請求人の居住状況について、病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合（課長通知第7・問30・答12）に該当するということは困難であるから、転居に際して敷金等を必要とする場合（局長通知第7・4・(1)・カ）に該当するということはできない。

以上のことから、本件処分は、上記1の法令等の定めに則って適正になされたものであり、違法・不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり主張し、本件処分の違法・不当を主張している。

しかし、本件処分が法令等の定めに則り適正になされたものであることは上記2のとおりであるから、請求人の主張は採用することができない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

山田攝子、青木淳一、澄川洋子